



## 消費税の届出手続き

**Q** 年間課税売上高が3,000万円を僅かに上回る中小企業者ですが、消費税の届出に関する手続きについて、ご教示下さい。

**A** 年間課税売上高が3,000万円付近の事業者の場合は、「消費税課税事業者選択届出書」「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」等の届出書の提出が求められる。主要な届出書は、次の通りである。

届出書	必要な場合	提出期限
消費税課税事業者選択届出書 (第1号様式)	免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき	選択しようとする課税期間の初日の前日
消費税課税事業者選択不適用届出書(第2号様式)	課税事業者を選択していた事業者が免税事業者に戻ろうとするとき	選択を止めようとする課税期間の初日の前日まで
消費税課税事業者届出書(第3号様式)	基準期間における課税売上高が免税点を超えることとなったとき	事由が生じた後、速やかに提出する。
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 (第5号様式)	基準期間における課税売上高が免税点以下となったとき	事由が生じた後、速やかに提出する。
消費税簡易課税制度選択届出書(第24号様式)	簡易課税制度を選択しようとするとき	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで
消費税簡易課税制度選択不適用届出書 (第25条様式)	簡易課税制度の選択を止めようとするとき	適用を止めようとする課税期間の初日の前日まで
事業廃止届出書 (第6号様式)	課税事業者が事業を廃止したとき	事由が生じた後、速やかに提出する。
消費税の新設法人に該当する旨の届出書 (第10-(2)号様式)	基準期間がない事業年度開始の日における資本金が1,000万円以上である法人が提出する。	新設法人に該当することとなった場合には、速やかに提出する。
消費税異動届出書 (第11号様式)	納税地等に異動があった場合に提出する(納税地の異動の場合には、異動前と異動後の納税地を所轄する税務署に提出する。)	異動事項が発生した後、遅滞なく提出する。